

未来に向かつて

人が動く

地域が変わる

三田市は 一歩を踏みだそうとする皆さんを 応援 します



令和4年度募集案内

三田市協働事業提案制度

『ええやん！ やってみよっ！』

【申請受付期間】 令和4年 4月 11日 ~ 5月 31日

【申請・問い合わせ】 市民活動推進プラザ

三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階
TEL:079-559-5168 FAX:079-559-5169
e-mail: kippy-suishinp@bz04.plala.or.jp



三田市役所 地域共創部 市民協働室 協働推進課



3. 提案者について

- ◆ 提案事業の代表責任者は、三田市内に在住・在勤・在学されている方とします。



既存の団体じゃなくても、三田市で公益的事業を継続的に行おうとするグループ活動でも、応募できますよ。



4. 制度の種類

- ◆ 次の2コースから選択して、申請できます。

①【スタート支援コース】

地域課題の解決に向けて新たに実施しようとする事業に要する初期費用の一部を補助します。

申請限度	1年度1団体につき1事業に限る
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する経費の100%以内で上限10万円 (100円単位、端数は切り捨て)

活動を始めたばかりの団体や、事業の立ち上げ資金が必要なグループにもピッタリです。



②【ステップアップ支援コース】

地域社会の課題解決に取り組み、実績を積んだ事業を拡充しようとする提案について、事業費の一部を補助します。

申請限度	1年度1団体につき1事業とし、連続して2年度までに限る
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する経費の90%以内で上限20万円 (100円単位、端数は切り捨て) ※年度ごとに申請・審査があり、継続して補助を受けられない場合があります。

- ・単なる既存事業の継続ではなく、本制度を活用するにあたっては、必ず事業をステップアップ（拡充）させて提案してください。

もっと事業を充実や拡充させていきたいと考えているグループにお勧めです。





5. 外部資金活用提案の優遇

活動を行うために必要な経費を提案者の自己資金や市の補助金で賄うだけでなく、民間の寄附金を活用することで活動の幅も広がり、より充実した活動を行うことも可能となってきます。

協働事業提案制度では、外部資金獲得の努力を評価し、寄附を通じた互助の社会づくりの観点から、①クラウドファンディング、②企業版ふるさと納税制度、③市内事業者からの寄附による資金調達にチャレンジする場合、公開プレゼンテーションの審査において加点します。



外部資金の調達にチャレンジすることで、審査に加点があるので、採択される可能性が高まるね。

①【クラウドファンディング】

クラウドファンディング運営サイトなどを活用し、自分たちの活動に賛同してくれた人から広く資金を集める仕組みで、外部資金を調達する手法として活用されています。

目標金額に達成せず資金調達ができない場合や、運営会社への手数料・寄附者への返礼品等についても検討しておく必要があります。

②【企業版ふるさと納税制度】・・・お問い合わせは、協働推進課へ

(連絡先は裏表紙に記載)

提案者が寄附事業者を探し、協働事業提案制度の事業採択後に、寄附事業者から寄附の申し出があった場合に、市を通じて寄附金を提案者に交付します。

寄附事業者は、税制控除の優遇措置が受けられます。

<注意点>

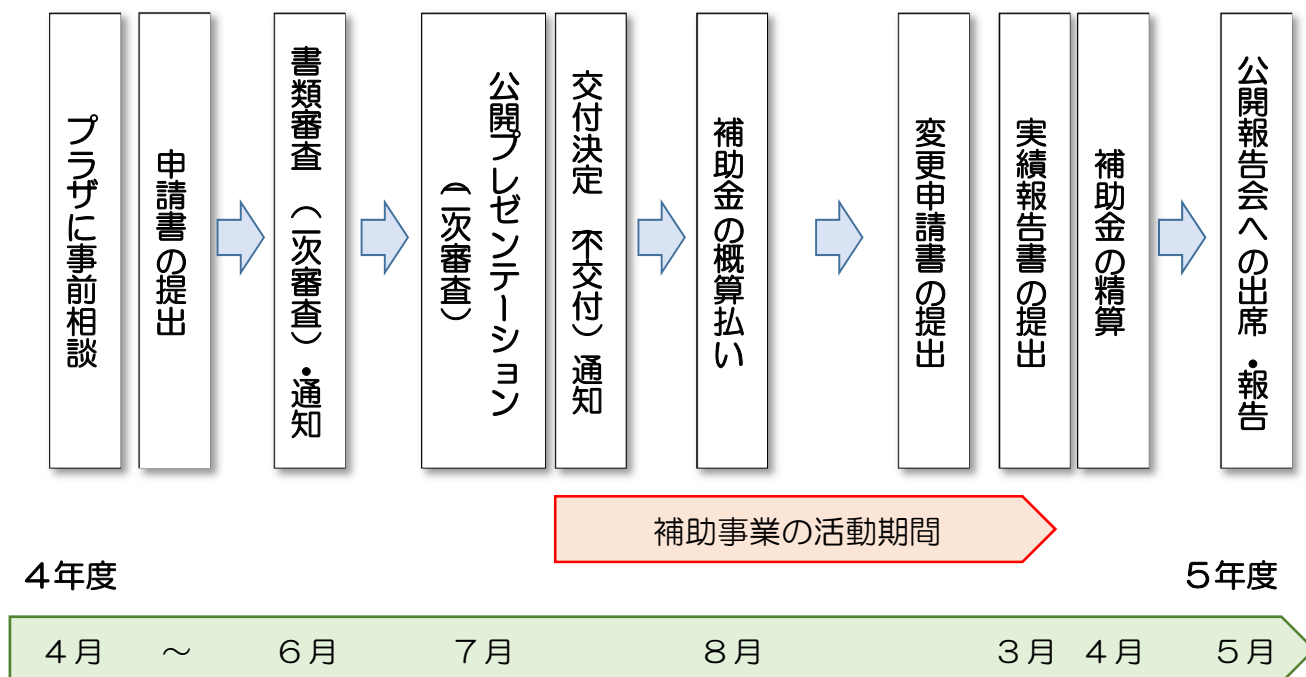
- ・事前審査が必要ですので、申請前に必ず協働推進課へご相談ください。
- ・本社が三田市内に所在する企業、三田市のみならず事務所や店舗がある企業、法人格を持たない事業者等は、企業版ふるさと納税の寄附ができません。
- ・寄附を行うことの見返りとして、寄附事業者が経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・協働事業提案制度で採択されなかった場合は、企業版ふるさと納税制度の適用を受けることはできません。

③【市内事業者からの寄附】

市内に本社がある事業者が提案者の事業に賛同し、10万円以上の寄附をされる場合が対象です。市内事業者には原則として税制控除等の優遇措置はありません。



6. 主なスケジュール



7. 応募方法、審査など

- ◆ 応募手続き、申請書類、補助の対象となる経費、審査（公開プレゼンテーション）、審査項目などの詳細は、別冊の三田市協働事業提案制度『ええやん！やってみよっ！』手続き編をご覧ください。



8. その他

- ◆ 事業開始当初に補助金の全額を受領し、事業完了後に精算することができます。
- ◆ 補助金の交付決定前に、事業の大半が完了する事業については、応募することはできません。
- ◆ 自分たちだけでは人員が足りない、他の分野のノウハウが必要な場合など、市民活動推進プラザへお気軽にご相談ください。
他団体の紹介、実施に向けたアドバイスなどをさせていただきます。

三田市役所 地域共創部 市民協働室 協働推進課

〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

TEL 079-559-5039

FAX 079-562-3555